練馬区立図書館 各館長 様

光が丘図書館長 清水 優子 (公印省略)

図書館資料損害賠償に係る適正な事務の実施について(通知)

練馬区では、練馬区立図書館条例ほかに基づき、適切な図書館運営を実施しているところですが、平成30年度の図書館資料損害賠償手続きにおいて一部不適切な事務処理がありました。つきましては、関連する条例・要綱等を改めて確認のうえ、下記のとおり適正な事務処理の実施をお願いいたします。

記

- 1 関連する条例・要綱等
 - ·別紙1「練馬区立図書館条例」
 - ・別紙2「練馬区立図書館資料貸出し等実施要綱」
 - ·別紙3「練馬区立図書館資料損害賠償事務実施要領」

2 留意事項

- ・上記の要綱、要領に基づく事務処理が基本です。
- ・汚破損の判定や損害賠償等で疑問が生じたり、判断に迷う場合は、遠慮なく事業統括係 までご相談ください。

(担当) 光が丘図書館管理係 坂本電話 5383-6503